

包括管理業務委託の実施に向けた 公募型市場調査（マーケットサウンディング）を実施します

1 調査の目的

鎌倉市公共施設再編計画に基づき、施設管理に係る多数の既往の委託業務等について平成 28 年度からの包括管理業務委託の実施に向けて検討を行っています。しかし、地方公共団体による公共施設の包括管理業務委託の実施事例は少なく、その市場性の有無等についての判断が難しいことから、市内業者の受注の機会の確保など様々な可能性を調査・検討を行う必要があると考えています。そこで、鎌倉市は民間事業者との“対話”を通じて市場性などを確認するために、公募型市場調査（マーケットサウンディング）を実施します。

2 調査の概要

(1) 調査の名称

包括管理業務委託に係る公募型市場調査（マーケットサウンディング）

(2) 調査の対象

別紙、包括管理業務委託に係る検討対象業務一覧のとおり

(3) 調査に係る主な対話テーマ

ア 包括管理の実施に向けた市場性の有無

イ 包括管理ならではの効果的な施設管理のあり方やその可能性

3 市場調査の流れ

(1) 参加申込み（事前申込み制）

参加を申込み際は、平成 27 年 10 月 7 日（水）午後 5 時までにエントリーシート等必要な書類を担当課に持参、郵送又はメールにて提出してください。なお、市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。

また、参加にあたってこの調査に係る質問がある際は、持参、郵送又はメールにて 10 月 2 日（金）午後 5 時までに質問書を提出してください（任意書式）。提出された質問については、対話日の決定に係る連絡に併せて、すべての参加者に対し回答を送付させていただきます。

(2) 対話日の決定

ア 対話の日時等は参加者にメール等にて別途連絡します。

イ 申込み多数の場合は、対話日を調整します。

ウ 日程等の都合から調整が困難な場合、参加者を選定することがあります。

(3) 対話実施・追加対話

ア 対話は事業者のアイデア・ノウハウを保護するため個別に実施します。

イ 対話のために必要な資料がある場合は、当日持参してください。

ウ 具体的な対話内容（予定）

（ア）対話への参加理由について

（イ）公共施設の包括管理のメリット、デメリットについて

（ウ）公共施設の包括管理の市場性、市場性の阻害要素について

（エ）公共施設の包括管理による業務効果及びコストの削減について

（オ）市内業者等の受注機会の確保について

（カ）実際に業務を行う協力会社の業務履行能力や業務履行状況の確認手法

（キ）その他

エ 対話を行ったのち、必要に応じて追加の対話等を要請する場合があります。

(4) 対話結果の概要等の公表

事前質問とその回答及び対話結果の概要については、それぞれ一覧にして本市ホームページ等で公表します。公表にあたっては、参加者名と非公表とすべき事業者のノウハウに係る部分は原則として公表しません。

【参考】全体事業スケジュール（予定）

参加者の公募	～10月7日
対話	平成27年10月13日～16日
結果概要公表	平成27年10月下旬頃
（追加対話）	（平成27年11月～12月）
包括管理業務委託受注者公募	平成28年4月以降
包括管理業務の開始	平成28年夏以降

4 対話の参加条件

(1) 参加にあたって

ア 参加者は、本市が行う対話及び追加の対話に協力すること。

イ 参加者は、事前質問とその回答及び対話結果の概要を公表することについて承諾すること。

(2) 参加者の要件

この対話への参加者（グループでの応募の場合は、構成する企業すべて）は、次の要件を満たすものとします。なお、参加者が応募時点で神奈川県電子競争入札参加資格を有しない場合、10月7日（水）午後5時までにエントリーシートと一緒に参加者の要件イに係る誓約書を持参又は郵送で提出してください。

ア 参加者は、単独企業又はグループ（複数の企業の共同）とします。なお、グループで参加する場合は、主たる役割を担う代表企業を1社選定してください。

イ 鎌倉市暴力団条例（平成23年1月条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団、

同条第 4 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。

(3) 留意事項

ア 参加の扱い

対話への参加実績は、今後の事業者公募における評価に影響を与えるものではありません。

イ 費用負担

参加に関する書類の作成・提出・対話等すべての費用は、参加者の負担とします。

ウ 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は結果概要の公表・事業実施に向けた検討以外の目的で提出書類を使用することはありません。

エ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとしてします。

5 提出書類

平成 27 年 10 月 7 日（水）午後 5 時までに次の書類を担当課に提出してください。

(1) エントリーシート

(2) 誓約書（応募時点で神奈川県電子競争入札参加資格を有しない場合に限る）

6 担当課（参加申込み、その他問合せ）

鎌倉市経営企画部経営企画課公共施設再編推進担当（担当：石塚、坪田）

所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

電話：0467-23-3000（内線 2565）

メールアドレス：facility@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページ URL：

http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiki/saihen_houkatsu_sounding.html